

保育園がハンセン病療養所にあること

—花さき保育園の取り組み—

川崎 愛

I. はじめに

国内に13カ所あるハンセン病療養所の入所者の平均年齢は80代半ばを迎えており、各園の自治会は地域の支援者や行政とともに将来構想の実施に向けて動いている。将来構想の項目にあげていた事柄を実現した園もある。東京の多磨全生園と熊本の菊池恵楓園では既に敷地内に保育園が設置され約4年が経過した。本稿では、全国で初めてハンセン病療養所・多磨全生園に花さき保育園が設置されるまでの経緯をハンセン病政策と入所者の生活、自治会・全療協、市の動きを通して概観し、保育園を療養所に設置した意味を考察する。また、交流を通して保育園から入所者や子ども、保護者、職員、地域に向けた発信の中身を吟味し、ハンセン病療養所と保育園、地域社会三者にとっての意義を明らかにしたい。

II. ハンセン病療養所における子どもという存在

1. 戦前からの優生手術

「癩予防ニ関スル件」(1907年)のもと、放浪するハンセン病患者は、全国五カ所の道府県の連立療養所に強制隔離された。関東・甲信越・東海の府県立の東京の全生病院で、患者への断種手術が開始されたのは1915(大正4)年のことである。断種手術を開始した院長光田健輔は、子どもへの感染防止や母親の病勢進行阻止、他の患者への影響配慮、養育上の困難等を実施の理由としていた。ハンセン病患者への断種の強行の背景には「体質遺伝」という認識もあったが、法的根拠を持たないまま、内務省の黙認のもと、生涯隔離の療養所の密室で断種は進められた。

全生病院は1940(昭和15)年に国立に移管され、多磨全生園と改称された。その入園者自治会の調査によると、1915年から1938(昭和13)年までに同病院で断種手術を受け

たのは346人に及び、それは志願者のみに行うのではなく強制的なものであったことや、独身の男性も対象にされたこと、手術を医師ではなく看護長に実施させることもあったこと、手術の結果、性交不能になったり腰痛などの後遺症に苦しむ者もあったことなどが明らかにされている（藤野1998：63-67）。

2. 優生保護法の規定

第二次世界大戦後、食料不足、住宅の欠乏という生活難から人口の抑制が緊急の課題となった。人口の増殖を前提とした「国民優生法」は改正する必要が生じた。1947（昭和22）年8月の第一回国会に「国民優生法」に代わる「優生保護法案」が議員立法案として提出された。「母体の生命健康を保護し、且つ、不良な子孫の出生を防ぎ、以って文化国家建設に寄与することを目的」に、断種・避妊・人工妊娠中絶を行うことを掲げていた。目的として母体の保護を第一に、優生政策を第二に位置付けている。強制断種の規定には、裁判所が「常習性犯罪者に対して、その者の犯罪的性格が子に伝わることを防ぎ、且つ不良な環境の影響によって子の不良化を防ぐことが公益上必要であると認めるとき」、精神病院長・「癩収容所」の所長が「その収容者に対して子孫への遺伝を防ぐために、その者の生殖を不能とする必要を認めたとき」をあげている。戦前の「国民優生法」に至る「断種法案」をめぐる論議のなかでもハンセン病は遺伝ではないので対象にはならないことが確認されていたことを考慮すると、「優生保護法案」の認識は暴論である。1948（昭和23）年6月第二回国会に「優生保護法」の修正法案が提出された。この法案は前法案と比べると、法案の目的の母体の保護と優生政策の順序が逆転した。ハンセン病患者の断種について強制から任意になり、断種の理由が「子孫への遺伝」ではなく子孫への「伝染の虞れ」に変更された。また、ハンセン病患者は遺伝性とみなされた疾患の患者とともに任意の人工妊娠中絶の対象とされた。法案は7月13日に「優生保護法」として成立、9月11日から施行した（藤野2001：476-482）。

厚生省大臣官房統計調査部編『衛生年報』『優生保護統計報告』によると、「優生保護法」にもとづくハンセン病を理由とした断種は、1952（昭和27）年の237人を最高に漸減し、1970年代後半以降はゼロとなる。しかし、1990（平成2）年には2人、1992（平成4）年には1人、1995（平成7）年にも1人が断種手術を受けている。また、ハンセン病を理由とした人工妊娠中絶は、1958（昭和33）年の315人を最高に漸減し、1980年代以降は、毎年一桁となるが、1990年には17人、1993（平成5）年には10人、1996（平成8）年にも5人を数えている。1996年3月31日、「らい予防法」の廃止により、「優生保護法」の対象からハンセン病が消え、同年6月14日、「優生保護法」から優生思想にもとづく部分は削除され、「母体保護法」となった（藤野2001：492-493）。

3. 被害の実態

ここでは国家賠償請求訴訟の被害実態資料の東日本訴訟から三名の状況を記す。

1920（大正9）年に金沢で生まれた浅井あいは1936（昭和11）年に16歳で栗生楽泉園（群馬）に入所した。園の男女比は三対一くらいで、若い女性が入所するとすぐ求婚された。浅井も例外でなく、その年の暮れには五歳年上の哲也と結婚した。断種手術を受けたことは知っていたが、夫は何も言わなかった。後に治療薬プロミンが出来て、らい菌が消えてから、ハンセン病は遺伝病ではなく菌によって起こる病気と知った。浅井はもともと学校の先生になりたいくて、無菌になってからは、子どもが欲しかった、育てたかったと思うようになった（ハンセン病違憲国賠裁判全史：266-273）。

1924（大正13）年に韓国で生まれ、四歳のときに親に連れられて大阪に来た安速壬は1941（昭和16）年に邑久光明園（岡山）に入所した。後に別れることになる夫から結婚前に強引に関係を迫られ、妊娠した。園からは子どもをおろすように言われ、夫は結婚と同時に断種された。子どもの育てられる草津の自由療養地区に行くことを考えたが、光明園に入所し安が世話をしていた父と一緒に行かないと反対したため、実現できなかった。やむなく妊娠九カ月で中絶をすることになった。手術は医師ではなく婦長が行い、無理やり子どもを引っ張り出した。子どもは男の子で声をあげて泣いていたが、婦長は男の子を安の目の前でうつぶせにし押さえつけて殺した。現在は多磨全生園に暮らす安は、子どもが殺されなかったら、子どもや孫や曾孫がいてこれまでの人生とは違う楽しい時があったのではないかと悔んでも悔やみきれない（裁判全史：355-394）。

1942（昭和17）年名古屋生まれの西村時夫は1956（昭和31）年に駿河療養所（静岡）に入所した。1963（昭和38）年に星塚敬愛園（鹿児島）出身の高校の同級生と結婚した。社会復帰をして営業の仕事をしたが、忙しくて外来診療に通うことができず、過労もあって症状が悪化、駿河療養所に再入所した。症状が落ち着くと新車の配送の仕事し、その後療養所内の売店の業務を20年以上行った。1983（昭和58）年、子どもができた。夫も妻も年齢からして最後の機会だと思い、療養所長に相談したが「生むのであれば駿河を出ていきなさい。現在は（らい）予防法があり所内では認められない。」との返答で社会復帰の相談にもしてもらえなかった。夫婦が所外で一から生活の基盤を築き子どもを生育育てる展望は全くなく、妻は御殿場市内の病院で中絶した。妻は何日も泣き続け、西村は自分を責め、詫びるばかりで、以後一切子どものことに触れないようにして、テレビに子どもの姿が映るとチャンネルを変える（裁判全史：438-466）。

4. 「未感染児童」と保育施設

ハンセン病療養所に入所した親をもつ健康な子どもは、戦後も「未感染児童」という特殊な呼び方をされた。この呼称は「今は感染していないが、そのうち感染発病するかもしれない」というニュアンスを聞いた者の心に引き起こした。公立療養所に初めて保

育所が設立されたのは1931（昭和6）年、長島愛生園の「藤蔭寮」で、らい予防協会がその事業を担った。その後、無らい県運動で入所者が増加するのに伴って各園には保育所が付設され、学齢期の保育児童は所内の分校か所外の本校へ通学した。

保育所の児童総数は栗生楽泉園（群馬）270人、長島愛生園（岡山）242人、菊池恵楓園（熊本）162人、松丘保養園（青森）97人と地域差はあるが、駿河療養所（静岡）の3人を最低に総計1000人に及んだ。保育所の経営は全てらい予防協会、救世軍など民間団体に任せていたが、1946（昭和21）年4月にすべて国に移管された。

児童福祉法が制定した戦後も療養所に付設した保育所にいた児童は、ハンセン病への偏見から一般の養護施設（現在の児童養護施設）への受け入れを拒否された。

1954年4月には熊本の竜田寮の児童の黒髪小学校（本校）通学をPTAが反対して、大きな社会問題と化する事件が起こった。竜田寮の児童は開設以来十三年間寮内で、一人の教師による単級複式授業（一年から六年生まで）という劣悪な教育環境で過ごしてきた。しかし、反対派PTAらによる寮生に対する通学妨害によって竜田寮からの本校通学は叶わなかった。1955（昭和30）年4月、熊本市教育委員会の調停案にしたがって、竜田寮の児童三人（1954年度の新一年生）を熊本商科大学学長が引き取り、そこから通学させることで一応終結、他の竜田寮の児童は、各地の施設に分散させられた。

1950（昭和25）年に78名の保育所児童がいた長島愛生園では、1955（昭和30）年11月には児童の一般養護施設への転出が完了し、保育所は閉鎖された。他の保育所も学校を卒業した児童が成人し、就職、結婚などでつぎつぎと社会へ巣立ち、1973（昭和48）年4月の星塚敬愛園保育所（鹿児島）の閉鎖を最後に全施設の保育所が廃止された¹⁾。

Ⅲ. 現在のハンセン病療養所

1. ハンセン病問題基本法

「ハンセン病問題基本法」（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）は2008（平成20）年6月に制定、翌年4月に施行された。この法律は全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）の療養所と入所者の将来への危機意識が発端で、運動が広がり結実したものである。

全国13の療養所長らによる2004年度厚生労働科学研究費特別研究事業「国立ハンセン病療養所における現状及び将来に関する対策の研究」は、療養所の将来像として①入所者減少に合わせた規模縮小、②他機能の取り入れによる現状維持、③療養所・入所者の他の場所への移転という3コースがありうるとした。③は療養所の統廃合を意味する。翌2005（平成17）年の「国立ハンセン病療養所の将来状況と対策の研究」は②を困難視し、③について「離島、山上、僻地に施設が在る場合は地理的条件が悪く、転居も選択肢である」と結論した。これに対し同年9月の対策協議会で統一交渉団（全療協、国賠

訴訟原告団・弁護団)は「将来構想の策定にあたり、本協議会において統一交渉団が合意しない限り、①統廃合はしないこと、②将来構想の先取り実施はしないこと」を要求した。全療協は2006(平成18)年2月の臨時支部長会議で療養所将来構想問題を運動の中心に据え、同年12月には統一交渉団にハンセン病市民学会などが加わり「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」を結成した。同会は、入所者の「終の住処」となった各療養所を維持するため、百万人署名運動を推進し、2008(平成20)年に議員立法により通称、「ハンセン病問題基本法」が制定された。

基本法は隔離政策による被害の回復が基本理念であるとし(3条1項)、そのために「入所者が現に居住する国立ハンセン病療養所において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない」とした(同条2項)。そしてこれを具体的に可能にするために、同法12条1項は「国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる」と定め、同条2項は「国は前項の措置を講ずるに当たっては入所者の意見を尊重しなければならない」と定めた。つまり、入所者の意思に基づいて、前述の②のハンセン病療養所への多機能の取り入れが推進されることになった²⁾。

また、入所者の「意思に反する退所及び転所の禁止」(第10条)、「医療及び介護に関する体制の整備」(第11条)が定められ、①入所者の状態や意向を無視した療養所の規模縮小や③療養所の統廃合は違法である。

2. 療養所の将来構想

2011(平成23)年11月に全療協の当時会長であった神美知宏から全国の療養所の将来構想の概要が書かれた文書³⁾を入手した。策定時期は平成16(2004)年1月から平成23(2011)年3月で、策定者は入所者自治会の他、療養所のある市や県、国賠訴訟弁護団、全医労、医師会、市議会、MSW協会等で構成した将来構想をすすめる会・検討委員会⁴⁾が加わった園もある。

多磨全生園の将来構想は平成21(2009)年4月に入所者自治会によって作成された。大項目は①医療、看護、介護の確保と生活環境の改善、②人権の森構想、③療養所の地域への開放と共生である。②の中項目は多磨全生園全体をハンセン病記念公園「人権の森」として保存、小項目は山吹舎、望郷の丘、永代神社、旧図書館など歴史的にも価値のある史跡建造物の保存を行う。ハンセン病資料館、納骨堂、ハンセン病研究センターを含めた多磨全生園全体をハンセン病記念公園「人権の森」として保存する。③の中項目はハンセン病問題基本法に基づき療養所の土地を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する措置、小項目は多磨全生園の土地の一部を保育所の運営事業者⁵⁾に貸し付ける、となっている。したがって多磨全生園内の保育園開設は、計画から3年数カ月で実現し

た。地域の検討委員会の参加はなく、多磨全生園入所者自治会のみで策定したにもかかわらず東村山市からの要請もあり、比較的スムーズに構想が現実化したケースである。

3. 子ども・孫のような存在

前章で述べたように入所者は子どもを生み、育てることを法律によって阻まれた。そのため子どもがいるのは、療養所入所前に自身の子どもの産み、育て、入所後も親子関係を維持するか復縁した場合等の少数派である。子どもや親せきとの関係が続いていれば孫や自分のきょうだいの子どもや孫との交流もあるが、こちらも極めて少ない。

ここでは養子縁組をして孫を授かった山内定・きみ江夫妻（多磨全生園）と外部との交流で多くの孫がいる藤田三四郎（栗生楽泉園）についてとりあげる。双方の共通点は話す人形と暮らしている点である。故山内定はベットにプーちゃん、柴ちゃん、ミーちゃんという名のぬいぐるみを並べ、話しかけていた。電池が切れると大騒ぎになった。山内夫妻の大事にしているのはプリモプエルという人形で、触れたり話しかけたりするとおしゃべりする。オナラさえする。

親になることをあきらめていた山内夫妻は、信仰する日蓮正宗の僧侶の縁で2001（平成13）年に施設で生活していた高校生の真由美と知り合った。高校卒業後、真由美は山内夫妻の娘になった。2010（平成22）年には待望の初孫が生まれた。孫を見たきみ江の第一声は「きゃー、可愛い、どうしよう。目開けてみろ。指も五本ついている！可愛いなー、これ。」だった。「これ」と言ったのはいつも一緒にいる人形のプーちゃんと重なって見えたらしい。定はリウマチの痛みで15分と同じ姿勢を保てないが、孫に会うと相好を崩し膝の上に乗せ、孫のほほを黙ってなでたまま1時間座っていた。

多磨全生園には養子を育てるというケースは他にもある。理由は様々あるが、最期を看取ってほしいという経済的な結びつきが多い³⁾。

国賠訴訟が大詰めを迎えた2000（平成12）年春、取材がうまくいかない新聞記者の高木に藤田三四郎は「うちにおいでよ」と声をかけた。部屋の柱には子どもの名前と年月日が数えきれないほど刻まれていた。どうしたのかと尋ねると「みんな、じいちゃんの孫だよ。職員さんの子どもさんとか、学生さんとか、親子2代にわたって可愛がっている子もいるよ。」「血のつながった自分の子はいないから、出会った子たちが、みんな孫なんだよ。」「孫はね、900人いるよ」。孫たちは三四郎の家に来ると、三四郎特製の花豆をほおばりながら、近況報告をする。「自分にはバトンタッチする子がないから、心のつながりがある子たちに、私の生き方を伝えていくんだ。絶望があるから喜びが一層輝くんだよ」。孫たちが帰った後、部屋にひとり残った三四郎は、孫たちがプレゼントしてくれたおしゃべり人形、太郎とさくらと話をする。人権学習などで出会った高校生や大学生との交流が続き、2006年には孫が1000人を超えた。孫の一人からは結婚式に招待され、東京・西新宿のホテルでこれまでの感謝の印にと、100人の招待客の前で新婦

からウエディングケーキを食べさせてもらうというサプライズもあった⁴⁾。

IV. 花さき保育園

1. 開園に向けて

将来構想で保育園の設置を掲げていた多磨全生園入所者自治会は「かつて国の断種政策により子どもを持つことが許されなかった入所者にとって、保育園を設置することにより、子どもたちの元気な声に囲まれながら、良好かつ平穏な生活を過ごすことができる」としていた。また地元東村山市としても多数の待機児童を抱え、2009（平成21）年6月24日に多磨全生園内に保育園の設置を要請していた。

多磨全生園の土地利用について、国有財産法の規定に基づく相当額の賃借料の調整を経て、2010（平成22）年12月厚生労働省は、開園事業者の公募を行った。2011（平成23）年1月13日の締切までに申し込みをした2事業者について、多磨全生園で選考を行い、同年4月に「社会福祉法人土の根会」に決定した。土の根会は、多磨全生園と同じ町内で「花さき保育園」を運営していて、これまでも交流があった。土の根会は2011年10月6日に園舎建設工事に着手、2012（平成24）年7月1日に開園した⁵⁾。

花さき保育園はもともと品川区にある保育園の姉妹園として2005（平成17）年に東村山市青葉町二丁目に開園した。

現在は一施設一法人で社会福祉法人土の根会が運営している。2012年に保育園舎を移転した青葉町四丁目（多磨全生園内）の花さき保育園園長に話を伺った⁶⁾。

2. 多磨全生園との交流のはじまり

同じ町内の二丁目にあった花さき保育園の子どもたちは、自然豊かで交通量が少なく安全な多磨全生園内は恰好の散歩コースで日常的に出かけていた。2008（平成20）年に保育園は正式に多磨全生園に交流を申し出た。早速その年の運動会（10月）は全生園の学園跡地で行った。

また、食育の一環で全生園の梅林の管理も申し出て、普段の管理は保育園の職員が行うものの、子どもたちは花が咲き、実が大きくなるのを観察し、年長児は梅の実を収穫した。最初の収穫の時に前述の山内きみ江は友人の紹介で訪れて以来、保育園との交流の中心を担うようになった。梅は梅干漬や、ふりかけにして給食で提供される。

11月の全生園祭りでは、園児が踊りを披露し、保育園職員は給食で人気のドライカレー店を出し、全生園の看護師らに好評であった。毎年出店していると、地域のお肉屋さん、お花屋さん、障害者団体、大学のボランティア団体等と横のつながりができてくる。

2月の保育園のお楽しみ会（生活発表会）は全生園のコミュニティセンターで園児が

劇や合唱を披露するが、入所者の参加は少ない。土曜日の開催で介護員が少なく、単独歩行が可能な人に限られるためである。その他、全生園に保育園児や職員が出向く行事としては、夏祭りや長寿を祝う会（9月）、全生園の中央集会所に入所者を招待しての卒園児によるお茶会（3月）がある。

3. 子どもと入所者

花さき保育園の子どもたちは低年齢児を含めて、悪天候でないかぎり毎日全生園の敷地を散歩している。数十年にわたって入所者らによって大切に育てられた「人権の森」は草花や虫など生きものの宝庫であり、車や自転車の往来がほとんどなく、安全が担保された子どもたちにとって絶好の探索場所である。午前中、入所者は後遺症の日常的な手入れや治療、入浴などで居室を空けていることが多いが、会えば挨拶をして次第に顔見知りになっていく。入所者が子どもたちの存在を温かく見守ってくれているのが伝わってくる。ただ、互いに強く求めあって交流にまで発展していくには至らない。入所者各自には長年培ってきた生活のペースがあり、子どもに慣れていないこと、高齢で自身の心身のことで精一杯である様子が伺える。

自治会役員以外では、子どもと対等に会話を重ねて卒園後も親子で交流をもつ山内きみ江のほか、自宅前の畑でスイカ、なす、ジャガイモなどを栽培し、収穫時期になると電話があり年長児が採りに行くお宅、陶芸が趣味で保育園の入り口におかれた自作の映画のキャラクターのトトロなどをうれしそうになる子どもを眺める人などがいるが、彼女や彼らは入所者のなかでは極めて少数派である。

全生園での長寿を祝う会（89歳以上の入所者）には年長児が招かれて歌や踊りを披露する。舞台が離れていて視覚障害のある入所者が多いこともあり、整列して歌うよりは園児が跳んだり跳ねたりする演目の方が好評で「元気な印象」がいいと自治会からも期待されている。自治会は子どもたちへのお礼のお菓子を用意しているが、それ以外にも、会の出席者は自分たち用のお菓子を子どもたちに手渡す。出し物が終わると子どもたちは参加者全員のテーブルを蛇行してまわり、参加者から次々にお菓子を頂く。ハンセン病によって末梢神経が侵されたため、入所者は程度の差があるにしろ手足や顔に後遺症をもつ。子どもたちは参加者の見慣れない形をした手からお菓子を受け取り、相手の顔を見てお礼を言う。初めてだと驚くこともあるかもしれないが、年長児ともなると子どもは当たり前のこととして「病気だから仕方がないの」と認識している。

年長児は卒園式を終えた3月下旬に全生園の中央集会所で入所者を招いてお茶会をする。保育士らは事前に自治会と打合せ、ポスターを貼り、入所者に声をかけて参加者を募り、名簿を作成し当日を迎える。子どもたちは揃いの着物を着て、お抹茶のお運びをしながら参加者とふれあう。前回はお抹茶のおかわりを所望された。会の最後には子どもたちが作った作品をお土産として参加者に渡す。部屋に飾るものが喜ばれるので、全

生園に落ちていた小枝を組んで毛糸をまいたお守りを作った年もある。お茶会は3年目を迎え、入所者と会場に来る介護員も慣れてきた。入所者にとっておなじみの場所が会場だと気軽に参加し、楽しめる人が増える。

園児らが全生園に行くのは歓迎されるが、入所者が全生園から保育園に来るのは難しい。行事の際には自治会役員ら全生園の誰かは出席するが、特に役割のない入所者が介護員を伴って保育園を自らの意思で訪れることは一部の人を除いてほばない。

4. 職員研修と入所者

花さき保育園では人権研修として、自治会長や自著があったり、外部と積極的に交流している入所者を招いて話を聞き、職員全員が年に一度は必ずハンセン病資料館を見学している。

2016（平成28）年7月1日には全生園の納骨堂とその周辺の清掃を行った。できることをやりたいという保育園理事長の意向があり、事前に全生園の福祉課と打ち合わせをして当日は理事長・評議員を含め総勢17名で納骨堂の内外を清め、最後に献花をした。

理事長としては今後、年に何度か納骨堂の清掃をできたらいいと考えている。ハンセン病療養所の象徴ともいえる場所で長年入所者が大切に守ってきたが、高齢化し次第に手が回りにくくなってきたためである。

職員には、ハンセン病療養所の入所者や療養所の歴史を自然と日常に取り込んでいくことを望んでいるが、入所者のありのままを受け入れるのは子どもの方が早い。

子どもの姿に学びながら保護者をまきこんで、職員も学んでいき、できることを淡々とおこなっていかれるようになりたい。

5. 子ども、保護者、地域と全生園

東村山市の待機児童は2015（平成27）年と比べて2016（平成28）年は増えた。保育を望む家庭が市に提出する保育園欄には第10希望まで記入する欄があり、第1希望で入園した子どもの数以外の第何希望で花さき保育園に入ったかや第1希望の子どもの名前等は園では把握していない。花さき保育園では「意外と長い」保育園生活をお互い楽しく過ごしていきたいので、入園説明会を開いて特性のある保育園であることを伝えている。

「ハンセン病療養所ってなんですか」と尋ねた保護者には、素直に質問をしたことへの感謝と疑問を持つのは特別でないことをふまえて、返答している。また、入園説明会では「読んでみて下さい」と、ハンセン病や歴史について簡潔にまとめられたパンフレットのコピーを渡す。保育実習等で園を訪れた学生にも同様のものを渡す。

保育園だよりには、全生園自治会長の地域のまちづくりの冊子に掲載された自分史や前述の山内きみ江の自分史などを数回に分けて掲載した。戦後まもなく治療薬ができて、完治する病気になってもハンセン病療養所は終生隔離の施設であった。所内でしか使用

できない園内通貨の話など、園だよりによって初めて知ったという保護者の感想も届く。全生園と保育園の交流の中身を写真や園だよりで伝えることは、行事とともに保護者や地域の人々への啓発につながる。

保育園からは全生園やハンセン病について、発信しないよりは発信して、無理のない形で保護者や地域に暮らす人々に広く現実を伝えていきたい。

6. 将来に向けて

理事長は、親しい入所者が伝えたいことの聞き取りをして映像も撮っている。入所者191名、平均年齢84.7歳（2016年5月1日現在）の多磨全生園を花さき保育園が守っていきたくと比較的近い将来を見据えている。

園長はわかったつもりになっているようで図々しいのではないかとの思いと同時に今後の保育園の使命として、全生園に暮らす人のことをもっと知りたいと思っている。浅くても広く入所者と仲良くなり、思いを教えて頂きたい、という。

全生園の入所者のほとんどは高齢で障害がある。加齢によって何らかの疾患や障害があるのは珍しいことではないが、70年近く前に有効な治療方法が確立したハンセン病は、病気自体は完治していても、治療薬がなかった時代や療養所以外での治療が認められなかった時代の後遺症がある。手足、指や目、鼻など目立つ場所にある後遺症と長年にわたって家族と別れ隔離を強いられ、子を持つことが許されなかった事実は、入所者に「(人に) うつさないだろうか」という払拭できない強固な怖れを抱かせた。

後遺症は治らないが、入所者のハンセン病は数十年前に完治していること、過去から現在までハンセン病療養所の職員が感染し発病した事例はないことを療養所職員が入所者に積極的に伝えたら、保育園児への入所者の過剰な遠慮も改善されるだろう。

V. おわりに

花さき保育園の開園が決定していた2011（平成23）年11月、当時の全療協会長の神美知宏にインタビューをした際、保育園の話題になると表情をゆるめ、誇らしげな様子であった⁷⁾。

神は2014（平成26）年5月のハンセン病市民学会の前夜祭に出席した夜に突然帰らぬ人となった。学会の最中に神の後を追うようにハンセン病国賠訴訟の原告団の要であった栗生楽泉園の^{こだま} 笹雄二も亡くなった。学会参加者の衝撃は大きく、「巨星墮つ」の事実一同茫然とした。

花さき保育園では、全療協が本部を置く全生園の雰囲気が変わったことを間近に感じた。大きな後ろ盾をなくした入所者らの志気は明らかに低下した。

理事長や園長は、花さき保育園があと10年早く全生園に移転していれば、ということ

を話す。毎年亡くなる人が増え、高齢にともなう病気で入院し、認知症を患い、自立度は上がることはない。開園が10年早ければ、国賠訴訟の勝訴直後で入所者は患者ではなく市民としての意識が高まり自身の思いを行動化する体力があったであろう。現在の入所者と園児の年齢差は孫ではなく、曾孫か玄孫ほどのひらきがある。

ハンセン病について医学的に正確な知識を持つことと療養所の外の社会とつながることはハンセン病政策によって奪われた自身の尊厳を取り戻す契機となる。外とのつながりが断たれたままだと世界的に完治する病気となって久しいハンセン病への正しい認識をもつきっかけがつかめない。全生園に保育園ができたことを、両者にとって喜ばしいことで入所者の思いの一部が子どもたちに伝えられていくのだと単純に思っていた。しかし、現実には入所者の多くは数十年の隔離生活で自身の意思や希望を諦め続けて人生の最終期を迎えている。「らい予防法」廃止、国賠訴訟勝訴、「ハンセン病問題基本法」成立といった入所者自身が勝ち取ってきたともいえる大転換にさえ取り残されている。

一方で、国賠訴訟で明らかになったように子どもという存在に複雑な思いを抱く者もいる。

保育園と全生園の交流は、活発な両方向の交流ではなく保育園児や職員が全生園に行くことで成立していた。全生園に新たな入所者はなく、加齢による心身機能の低下は止められないが、現に暮らしの営みは続いている。今後、入所者と園児の交流をはかるには療養所の医療職員や介護職員の積極的な関与が一層重要となろう。

2002（平成14）年に多磨全生園入所者自治会が掲げた「人権の森構想」は2009（平成21）年に100周年を迎えた多磨全生園の豊かな緑と人権の歴史を長く後世に伝えるため、東村山市によって「いのちとこころの人権の森宣言」に引き継がれた（平沢：69-70）。

252種3万本ともいわれる入所者が思いを込めて育ててきた園内の木々は成長を続けている。毎年卒園していく保育園児の心に、全生園の森と入所者の存在が撒いていく種はやがて芽を出していくに違いない。

謝辞 ご多用な中、問い合わせに応じて下さった花さき保育園の皆様、お話を聞かせて下さった森田紅先生に深く感謝申し上げます。また、森田先生にお会いするきっかけを下さった山内きみ江さんにも御礼申し上げます。

注

- (1) 全国ハンセン氏病患者協議会編（1977）『全患協運動史』一光社、107-108、168-171頁
- (2) 森川恭剛（2012）『ハンセン病と平等の法論』法律文化社、21-24頁

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の最終改正は2014（平成26）年11月。ハンセン病問題基本法の附則以外の構成は第五章第二十四条となっている。

入所者らの被害は「国の隔離政策に起因」していることを明記した前文に続く第一章、

総則（第一条から第六条）、第二章国立ハンセン病療養所等の療養および生活の保障（第七条から第十三条）、第三章社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条から第十七条）、第四章名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）、第五章親族に対する援護（第十九条から第二十四条）に附則が続く。

- (3) 片野田斉（2012）『生きるって、楽しくって ハンセン病を生きた山内定・きみ江夫妻の愛情物語』クラッセ
- プリモプエルは1999年以來、バンダイが発売している人形。座高約30cm、単2電池4本で2000語程度のおしゃべりをする。SDカードで新しいおしゃべりの追加が可能で、赤外線通信でプリモプエル同士、会話ができたり、おでこをなでると喜んだりする。4段階の仲良し度によってプリモプエルの性格が変化し、放置するとすねる。ネット上にコミュニティがあり「病院」情報、洋服や雑貨も扱っている。
- (4) 高木智子（2015）『隔離の記憶－ハンセン病といのちと希望と』彩流社、52－70頁
- 藤田三四郎は21歳で同じく隔離されていた1歳年上のフサと結婚、断種手術を受けた。結婚の1年後に日本でも特効薬が開発され、しばらくすると治療の必要がなくなった。手術への悔いが残った。
- (5) 東村山市「多磨全生園 将来構想 『保育園設置』の実現」平成24年6月1日
- 東村山市は「待機児問題の解消を図り子育て環境を充実させるとともに、多磨全生園の地域開放、入所者と東村山市民との交流を活発化させたい」としていた。
- (6) 2016年7月11日、花さき保育園で一時間ほど園長の森田紅先生に話を伺った。大まかな質問項目は事前メールでお伝えし、半構造化面接を行った。許可を得て内容はICレコーダーに録音し、ノートに記入、面接終了後に録音をもとにノートの記述を補足した。
- (7) インタビューの詳細は、川崎愛（2014）『全療協会長の「刀折れ矢尽きるまで」の闘い』社会学部論叢に記している。

文献

- 藤野豊（1998）『日本ファシズムと優生思想』かがわ出版
- 藤野豊（2001）『「いのち」の近代史 「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かがわ出版
- 平沢保治（2013）『苦しみは喜びをつくる－平沢保治対話集』かがわ出版
- ハンセン病違憲国賠裁判全史編集委員会（2006）『ハンセン病違憲国賠裁判全史 第8巻 被害実態編 東日本訴訟』皓星社